

屋外広告業者の違反行為に対する監督処分の基準（案）

1 屋外広告業登録の取消事由

以下に掲げる者については、屋外広告業登録を取消すものとする。

○不正の手段により屋外広告業の登録を受けた者

○次に掲げる登録拒否の事由に該当することとなった者

- (1) 屋外広告業者で法人であるものが第 58 条第 1 項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前 30 日以内にその屋外広告業者の役員であった者で当該処分のあった日から 2 年を経過しないもの
- (2) 条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- (3) 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が(1)及び(2)のいずれかに該当するもの
- (4) 法人でその役員のうちに(1)及び(2)のいずれかに該当する者があるもの
- (5) 条例に規定する業務主任者を選任していない者

○条例又はこれに基づく処分に違反した者のうち、次に該当するもの

- (1) 法第 7 条第 1 項の規定に基づく市条例等の規定による市長の命令に違反した者
- (2) 営業停止命令に違反した者

2 営業停止の事由

以下に掲げる者のうち、条例の規定による是正勧告を受けたにも関わらず、それに従わない者について営業停止処分とする。

(1) 営業停止処分 30 日

- 禁止地域等・禁止物件に広告物等を表示・設置した者
- 許可地域等において許可を得ずに広告物等を表示・設置した者
- 許可を受けずに広告物等を変更・改造した者
- 表示期間が満了した広告物等を除却しなかった者
- 屋外広告業の登録事項に変更があったにもかかわらず届出をしなかった者
- 屋外広告業の登録事項の変更に関して虚偽の届出をした者

(2) 営業停止処分 15 日

- 広告物等についての報告、資料の提出、検査に協力しない者
- 屋外広告業についての報告、資料の提出、検査等に協力しない者

(3) 営業停止処分 7 日

- 営利を目的としない広告物等について、協議又は届出をせずに表示した者
- 許可等の証票をはり付けなかった者
- 除却の届出をしなかった者
- 管理者等の届出をしなかった者

(4) 営業停止処分 3 日

- 屋外広告業者の標識を掲げない者
- 屋外広告業者としての帳簿を備えなかった者、帳簿に記載しなかった者、虚偽の記載をした者、帳簿を保存しなかった者

3 他自治体条例に違反した場合の処分

群馬県及び高崎市により屋外広告業登録の取消し又は営業停止の処分が行われた場合は、当該自治体と同じ処分を前橋市においても行う。

4 処分の加重・軽減措置等

(1) 加重措置

下記の場合は、営業停止日数の $1/2$ を加重する。

- (1) 悪質であると判断した場合（指導中に違反を繰り返す、提出書類の偽造等）
- (2) 相当数の違反広告物を掲出している場合
- (3) 過去 5 年間に処分歴がある場合

複数の加重事由に該当することとなった場合には、加重事由の数に $1/2$ を乗じ、その数に営業停止日数を乗じた日数を加算する。

(2) 軽減措置

登録取消しについては、斟酌すべき特段の事情がある場合に、これを軽減することができるものとする。

下記の場合は、営業停止日数の 30 日以内で軽減する。（指導に適正に従った場合）

- (1) 過去 5 年間に処分歴がない場合
- (2) 当事者自らの責めに帰すことができない等やむを得ない事情がある場合
- (3) 違反の内容も当事者の過失も軽微であって、情状を酌むべき場合

ただし、加重事由に該当する場合は、処分の軽減は行わない。

(3) 処分が重複する場合の措置

複数の営業停止を命ずる事由に該当することとなった場合にあっては、以下のいずれかのうち、より短期である日数を営業停止期間とする。

- (1) 営業停止日数のうち最も長期であるものに、2 分の 3 を乗じて得た日数
- (2) それぞれの営業停止日数を合計して得た日数

5 その他

- (1) 処分の実施にあたっては、前橋市行政手続条例及び前橋市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則による聴聞手続を行う。
- (2) 処分を行った場合は、処分日、業者名及び住所（所在地）、処分対象行為並びに処分内容を公表する。